

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「医療体制地方支援チーム」への都道府県からのリエゾン職員の派遣について

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（以下「本部」という。）では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における都道府県の対応を支援するため、「医療体制地方支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を設置しており、感染拡大前を含めた幅広い情報共有と迅速な連携を図るため、支援チームへのリエゾン職員の派遣の検討をお願いしているところです（令和 2 年 4 月 13 日付事務連絡）。

また、現在、本部の組織体制の見直しを進めており、支援チームについては、都道府県の「ワンストップ窓口」としての機能を強化すべく、近日中に「地域支援班」に改組し、地方支援に係る組織体制の充実を進めていくこととしているところです。

本事務連絡は、こうした状況を踏まえ、下記により、支援チーム及び改組後の「地域支援班」へのリエゾン職員の派遣について改めて検討をお願いするものです。

記

支援チームには、現在 10 の道府県（※）からリエゾン職員を支援チームに派遣いただいているところです。支援チームにリエゾン職員を派遣していただくことで、これらの道府県においては、支援チームとの円滑な連絡調整が可能となっていることに加えて、厚生労働省からの情報提供等を待たずに本部の動向についての情報共有を図ることも可能となっているところです。例えば、

- ①専門家会議等の傍聴、
- ②最近の施策や推計等の検討過程への関与、
- ③施策の照会等に対する国の職員と連携しての対応

といったことが可能となっており、早い段階での予算や施策に係る具体的対応の検討にも資するところとなっています。また、リエゾン職員同士の情報交換を通じて、当該道府県の実情や取組を相互に把握することも可能となっているところです。

改組後の「地域支援班」においても、引き続き、都道府県のリエゾン職員を受け入れることとしております。その際は、東京事務所の職員の派遣の受入も可能です。リエゾン職員を派遣していない都府県におかれては、派遣に係る積極的な検討をお願いします。

- (※) 現在支援チームにリエゾン職員（常勤）を派遣いただいている道府県：
北海道、宮城県、埼玉県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、岡山県、
高知県、福岡県

(本事務連絡に関するお問い合わせ先)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療体制地方支援チーム 嶋原

電話番号 03-5253-1111 (内線 8317)

電子メール：corona-iryuu@mhlw.go.jp

「医療体制地方支援チーム」への都道府県からのリエゾン職員の派遣について (令和2年6月26日事務連絡の概要)

1. 背景

- 厚生労働省コロナ本部の「医療体制地方支援チーム」について、地方支援に係る機能を充実するため(※)、「地域支援班」へ改組を予定。

(※) 政策立案を担当する本部の各班と都道府県との橋渡し＝「ワンストップ窓口」としての機能を強化

2. 趣旨

- 「地域支援班」においても、都道府県との円滑な連絡調整や、コロナ本部の動向の情報共有等の観点から、引き続き、都道府県リエゾン職員を受け入れ予定(※)。

(※) 現在「医療体制地方支援チーム」にリエゾン職員を派遣いただいている10道府県
北海道、宮城県、埼玉県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、岡山県、高知県、福岡県

- 上記の観点から、現在リエゾン職員を派遣していない都府県にも改めて派遣の積極的な検討をお願いします。

(※) 東京事務所の職員の派遣の受入も可能。